

「知床世界自然遺産条例（仮称）」に盛り込む内容等に関する意見＜部会意見＞
知床条例検討部会

1 「知床世界自然遺産条例（仮称）」に盛り込む内容について

(1) 「条例の対象」関係

- 隣接地も本条例の対象とすること。ただし、次の点に留意すること。
 - ・条例の運用等において、不要に隣接地の利用を制限しないこと。
 - ・対象となる隣接地は、知床半島エゾシカ保護管理計画の対象範囲と概ね同じ範囲をイメージできるようにすること。

【部会案】

知床世界自然遺産とは、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する世界遺産一覧表に記載された知床の区域及び当該区域と一体として保全しなければ、遺産区域の生態系、生物多様性その他の自然環境の保全に影響を及ぼす隣接地の区域（以下単に「隣接地」という。）をいう。

※「2 定義」に規定。

(2) 「基本理念」関係

- ①エコツーリズムを推進する旨の理念を規定すること

【部会案】

知床世界自然遺産の自然環境を保全し、その価値を向上しながら、この地域らしい良質な自然体験を提供するための取組が推進されること。

- ②この地域の取組が先進的なモデルとなり、道内はもちろん、道外の他地域にも貢献する役割を果たすことを規定すること。

【部会案】

知床世界自然遺産における先進的な取組が、自然環境の保全に取り組んでいる道内その他地域に広がるよう図られること。

- ③道民等の理解の増進が図られることを規定すること。

【部会案】

知床世界自然遺産の自然遺産として登録された価値に対する道民等の理解の増進が図られること。

(3) 「道の責務」関係

- ①遺産管理者の一人としての責務があることを明確に規定すること。
- ②より積極的に推進する責務があることを規定すること。
- ③特に、知床世界自然遺産の隣接地の保全及び適正な利用の推進において責務を果たすことを規定すること。

【部会案】(①～③)

環境省及び林野庁とともに、知床世界自然遺産を管理する責任のある一者として、基本理念にのっとり、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関

する施策を積極的、総合的かつ計画的に推進するものとします。この場合において、特に隣接地における取組を主体的に推進するものとします。

- ④道有地や道有施設・設備の保安全管理に万全を尽くす責務があることを規定すること。

【部会案】

道が所有する土地における施策の充実並びに道が設置し、又は管理している施設又は設備の充実及び維持に努めるものとします。

- ⑤保全と利用の両立に向けた関係者間の調整役を務める責務があることを規定すること。

【部会案】

知床世界自然遺産の保全及び適正な利用の両立に向けて、知床世界自然遺産の関係者間の調整を図るものとします。

- ⑥国、関係市町村、関係団体等で構成される会議等において合意された事項を尊重する規定において、当該会議等に専門家が入っていることを明確にすること。

【部会案】

知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策の推進に当たっては、国、関係市町村、関係団体、専門家等で構成される会議等において合意された事項を尊重するよう努めるものとします。

(4) 「道民等の役割」関係

- 道民等が理解を深める対象を、「登録された意義」から「登録された価値」へ修正すること。

【部会案】

知床世界自然遺産の自然遺産として登録された価値並びに知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に対する理解を深めるものとします。

(5) 「基本的施策」関係

- ①「知床世界自然遺産地域管理計画」だけでなく、その下位に位置づけられる「海域管理計画」、「エコツーリズム戦略」等の計画にも基づくことを明確に規定すること。

【部会案】

知床世界自然遺産地域管理計画（同計画に基づく個別の計画等を含む。）に基づき、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進することとします。

- ②道民等の理解を深めるための施策について、来訪を促進するための措置等とは別に規定すること。

【部会案】

知床世界自然遺産の自然遺産として登録された価値並びに知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に対する道民等の理解を深めるため、情報の発信その他必要な措置を講ずるものとします。

③来訪を促進するための措置について、具体的な施策を規定すること。その際、子供達に対するもの及び国外に対するものを含めること。

【部会案】

—

④職員を適正に配置することを明確に規定すること。

【部会案】

国、関係市町村、関係団体等と連携して知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進するために必要な体制（職員の適正な配置を含む。）を整備するものとします。

⑤外国人に対する施策について規定すること。

【部会案】

知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進するに当たっては、外国人が訪れることに配慮するものとします。

⑥この地域の取組を他地域へも波及させる施策について規定すること。

【部会案】

知床世界自然遺産における先進的な取組を、自然環境の保全に取り組んでいる道内その他地域に広げるよう努めるものとします。

（6）付帯意見

<付帯意見>

条例を制定して終わりとならないよう、制定後のビジョンを示すとともに、この条例を活かせるよう最大限努力をすること。

2 「世界自然遺産・知床の日（仮称）」の制定について

○地元の繁忙期以外の時期で、道民等が、知床が世界自然遺産に登録された価値を再確認するに相応しい日にちとすること。

【部会案】

知床世界自然遺産の価値として評価された生態系及び生物多様性を支える流氷にちなんだ冬期間の日

例：1月28日（遺産登録年のウトロにおける流氷初日（※））

1月30日（遺産登録年のウトロにおける流氷接岸初日（※））

※ 斜里町立知床博物館ホームページより